

都道府県		市区町村名		I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
				(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)										(3) 就学援助（要保護・主要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・主要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)					(8) (7) のカの内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
				ア、教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ、自治体の広報誌等に制度掲載	ウ、就学案内の冊子又は就学案内の最寄り駅に配布	エ、就学案内の冊子又は就学案内の最寄り駅に配布	オ、学校の入学説明会等で就学案内を配布	カ、入学時に就学案内の冊子を配布	キ、毎年、就学案内の冊子を配布	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	コ、その他	ア、申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ、随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ、随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ、各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ、その他	ア、申請を希望する者が学校に提出	イ、申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ、申請を希望する者が学校に提出	エ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ、申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ、申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	キ、就学援助システムを使って提出	ク、その他	ア、目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ、漢字にはフリガナを付記	ウ、援助対象となる期間の目安等を記載	エ、各年度の援助額の申請書の記載	オ、外国語の申請書を作成	カ、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
19	19	15	9	3	14	8	3	18	2	2	6	6					0	0	18	0	1	1					4	2	13	0	0	0	0	0	0					6	0	6	13	0	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
鳥取県	鳥取市	○			○			○										○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

都道府県	市区町村名	I 令和7年度就学援助制度の実施について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		1. 就学援助制度の周知方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		(1) 就学援助制度の周知方法 (あてはまるもの全てに○)											(3) 就学援助（要保護・準要保護）の申請期間 (あてはまるもの1つに○)					(5) 就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)								(7) 就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫 (あてはまる全てに○)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の連続した就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他	ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や設定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期開始から援助	オ. その他	ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校に提出	エ. 申請の有无にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有无にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有无にかかわらず、全員が学校に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他	ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる期間の目安等を記載	エ. 各年度の援助申請書の作成	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
19	19	15	9	3	14	8	3	18	2	2	6	6					0	0	18	0	1	1					4	2	13	0	0	0	0	0	0					6	0	6	13	0	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
鳥取県	大山町				○			○					○					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																												
		令和7年7月時点の市区町村の実施（検討）状況 （あてはまるもの1つに○）																																												
		<小学校>（1）実施・検討状況について	<小学校>（2）（1）の力の内容	<小学校>（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				<小学校>（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期 （複数回支給している場合は最初の時期）										<小学校>（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法 （あてはまるもの全てに○）						<小学校>（6）（5）のロの内容	<小学校>（7）（4）でア、イ、ウ、エに○をした場合、 （入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	<小学校>（8）（1）でウと回答した場合の理由 （あてはまるもの全てに○）				<小学校>（9）（8）の工及びオの内容																
				ア、令和6年度（令和7年度新入学分）以前	イ、令和7年度（令和8年度新入学分）	ウ、令和8年度（令和9年度新入学分）以降	エ、未定	ア、8月以前	イ、9月	ウ、10月	エ、11月	オ、12月	カ、1月	キ、2月	ク、3月	ケ、4月初旬（入学式前）	ア、教育委員会のウェブサイト掲載	イ、自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ、就学案内の掲載	エ、就学案内の掲載	オ、就学案内の掲載	カ、市内の幼稚園や保育園で案内を配布	キ、市内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）			ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ、その他																		
19	19	17	0	2	0	0	0	0				17	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	11	1	13	6	1	14	7	5	4	0	1	1	1		0		0	0	1	0	1	1		
鳥取県	大山町	○										○											○					○																		
鳥取県	南部町	○										○											○		○	○		○	○																	
鳥取県	伯耆町	○										○											○		○	○		○	○																	
鳥取県	日南町	○										○												○	○			○	○																	
鳥取県	日野町			○																																					○					
鳥取県	江府町			○																																						○	必要性がないため			

[illegible]

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																				4. 就学援助率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																				(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛け る係数(倍 率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍 率)	(4) (1) でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ア、生活保 護法に基づ く保護の停 止または廃 止	イ、市区 町村民税 の非課税	ウ、市区 町村民税 の減免	エ、国民 年金保険 料の免除	オ、国民 健康保険 法の保険 料の減免 または徴 収の停止	カ、児童 扶養手当 の支給	キ、保護 者が職業 安定所登 録労働者	ク、PTA 会費、学 校費等の 学校納付 金の減免 が行われ ている者	ケ、個人 の事業税 の減免	コ、固定 資産税の 減免	サ、学校 納付金の 納付状態 が悪い者 も、昼 食、被服 等が悪い 者または 学用品、 通学用品 等に不自由 している 者等で 保護者の 生活状態 がきわめ て悪いと 認められ るもの	シ、経済 的な理由 による欠 席日数が 多い者	ス、保護 者の職業 が不安定 で、生活 状態が悪いと認め られる者	セ、生活 福祉資金 による貸 付け	ソ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わる と自動的 に減額が 行われる もの) (例：生 活保護の 1.3倍の 1,394 1,5倍 等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	タ、生活 保護の基 準額に一 定の係数 を掛けた もの(生 活保護の 基準額が 変わる と自動的 に減額が 行われる もの) (例：生 活保護の 1.3倍の 1,394 1,5倍 等)(係 数(倍率) を(4)に 記入して ください。)	チ、特別 支援教育 就学奨励 費の必要 額測定に 用いる保 護基準 額、又は 同基準額 に一定の 係数を掛 けたもの (係数 (倍率) を(4)に 記入して ください。)	ツ、市区 町村民税 (所得割 又は均等 割)課税 最低限度 額に一定 の係数を 掛けたもの (例：課 税最低限 度額の 1.0倍、 1.5倍 等)(係 数および 目安額を (5)に 記入して ください。)	テ、離職 や病気等 の理由に よって家 計が急変 した者	ト、その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
都道府県	市区町村名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							4. 就学援助率				
(1) 令和7年度当初における主要保護の認定基準 (該当するものを全てに○)																							(2) (1)で ソ、タ又は チに○をし た場合、生 活保護基準 額等に掛ける係数(倍率)	(3) (1)でツ に○をした 場合、市区 町村民税課 税最低限度 額に掛ける 係数(倍率)	(4) (1)でトと回答した場合、その他の基準の内容	(5) 補足事項	令和6年度
ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ 市区町村民税の非課税	ウ 市区町村民税の減免	エ 国民年金保険料の免除	オ 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ 児童扶養手当の支給	キ 保護者が職業安定所登録日曜労働者	ク PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ 個人の事業税の減免	コ 固定資産税の減免	サ 学校の納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等	シ 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス 保護者の職業が不安定で、生活状況が悪いと認められる者	セ 生活福祉資金による貸付け	ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) (例：生活保護の1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を定めて一定の係数を掛けたもの) (例：生活保護の1.3倍の額(394万円)、1.5倍(455万円)等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	チ 特別支援教育費の必要額を定めて一定の係数を掛けたもの (例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ツ 市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの (例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。)	ト 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	その他								
都道府県	市区町村名																										
19	19	15	15	14	15	14	15	10	7	13	14	8	8	9	14	7	4	4	0	3	6	15	0	6	0	19	
鳥取県	大山町																	○				1				0	
鳥取県	南部町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1				0	
鳥取県	伯耆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						2				0	
鳥取県	日南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○						2				0	
鳥取県	日野町	○	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○										0	
鳥取県	江府町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				2				0	

[illegible]

		6. その他
都道府県	市区町村名	就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
19	19	0
鳥取県	鳥取市	
鳥取県	米子市	
鳥取県	倉吉市	
鳥取県	境港市	
鳥取県	岩美町	
鳥取県	若桜町	
鳥取県	智頭町	
鳥取県	八頭町	
鳥取県	三朝町	
鳥取県	湯梨浜町	
鳥取県	琴浦町	
鳥取県	北栄町	
鳥取県	日吉津村	

都道府県	市区町村名	
		6. その他
		就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足や社会情勢を踏まえた今後の対応の検討状況
19	19	0
鳥取県	大山町	
鳥取県	南部町	
鳥取県	伯耆町	
鳥取県	日南町	
鳥取県	日野町	
鳥取県	江府町	